# <u>災害時における特別措置の導入に伴う</u> 供給条件の見直しについて

2025年2月19日北陸電力株式会社

2025年4月より、首都圏エリアのすべてのお客さまのご契約について、以下のとおり供給条件の一部を見直しいたします。

### 【災害時における特別措置の内容】

2025年4月1日以降に災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、被災されたお客さまに以下の特別措置を実施いたします(特別措置を実施する場合は、その都度、お知らせいたします)。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、申込書および罹災証明書の提出が必要となります。

#### ① 電気料金の支払期日延長

災害発生月の前月の料金\*および災害発生月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ 1か月延長いたします。

※支払期日が災害発生日以降のものに限ります。

## ② 基本料金の不使用日割引

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、1日あたり基本料金を4%割引いたします。(災害発生月の6か月後の月の末日まで)

### ③ 使用不能設備相当分の基本料金免除

被災された建物等の電気設備の一部が一時的に使用不能となった場合は、その使用不能設備 相当分の基本料金を免除いたします。(災害発生月の6か月後の月の末日まで)

※低圧のお客さまに限ります。

## ④ 工事費負担金等相当額の免除

以下のいずれかに該当する場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。 (災害発生月の6か月後の月の末日まで)

- ・ 被災された建物等の電気のご契約を廃止された地点で新たに電気のご契約をお申し込みいただいた場合。なお、災害により電気のご契約を廃止された時点の契約電力を上回るときを除きます。
- ・ 被災された建物等の再建のため、臨時電力(特別高圧・高圧)のお申し込みをいただいた場合。
- ・ 被災された建物等の再建のため、計量器・引込線等の移設のお申し込みをいただいた場合。

変更後の約款は以下からご確認ください。

首都圏のお客さま 電気料金について | 北陸電力株式会社 (rikuden. co. jp)